

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 1 号）により生活保護法が改正され、同法に規定する「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」に改められたことを受け、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

別表第 1 第 2 項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市条例第21号

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月11日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。